

リフィル処方箋のファイル形式について（1 / 2）

- リフィル処方箋のファイル形式を検討するにあたっては、リフィル処方箋が通常の処方箋とは異なり、**薬剤師が処方箋の内容だけでなく、前回の調剤結果も把握しながら調剤する**必要があり、当内容を把握できるようなファイル形式とする必要がある。
- なお、医療機関・薬局のシステム、電子処方箋管理サービスのシステム改修規模・コストを抑えるため、**現行のXMLファイルの構造から大幅に変更しない**ようにする必要もある。
(注：現行のファイル構造から大きく変わる場合、署名検証のロジック等を見直す必要があり、改修コスト増が懸念されるため。)
- これらを踏まえ、**薬剤師が前回までの調剤結果も確認でき、また、システム改修範囲を抑えられる以下のファイル形式とする。**

■ ファイル形式案

- ・ 薬剤師が調剤結果（処方内容と異なる調剤をした場合はその内容及び理由）を電子処方箋管理サービスに登録する（※）。
(※運用・法令上定められている項目は記録するようにする。(次回調剤年月日や電子署名等))
- ・ 次回調剤時に薬剤師が電子処方箋の受付を行う際、**電子処方箋管理サービス側が電子処方箋ファイルに前回の調剤結果を付加**することで、前回の調剤結果を把握できるようにする。

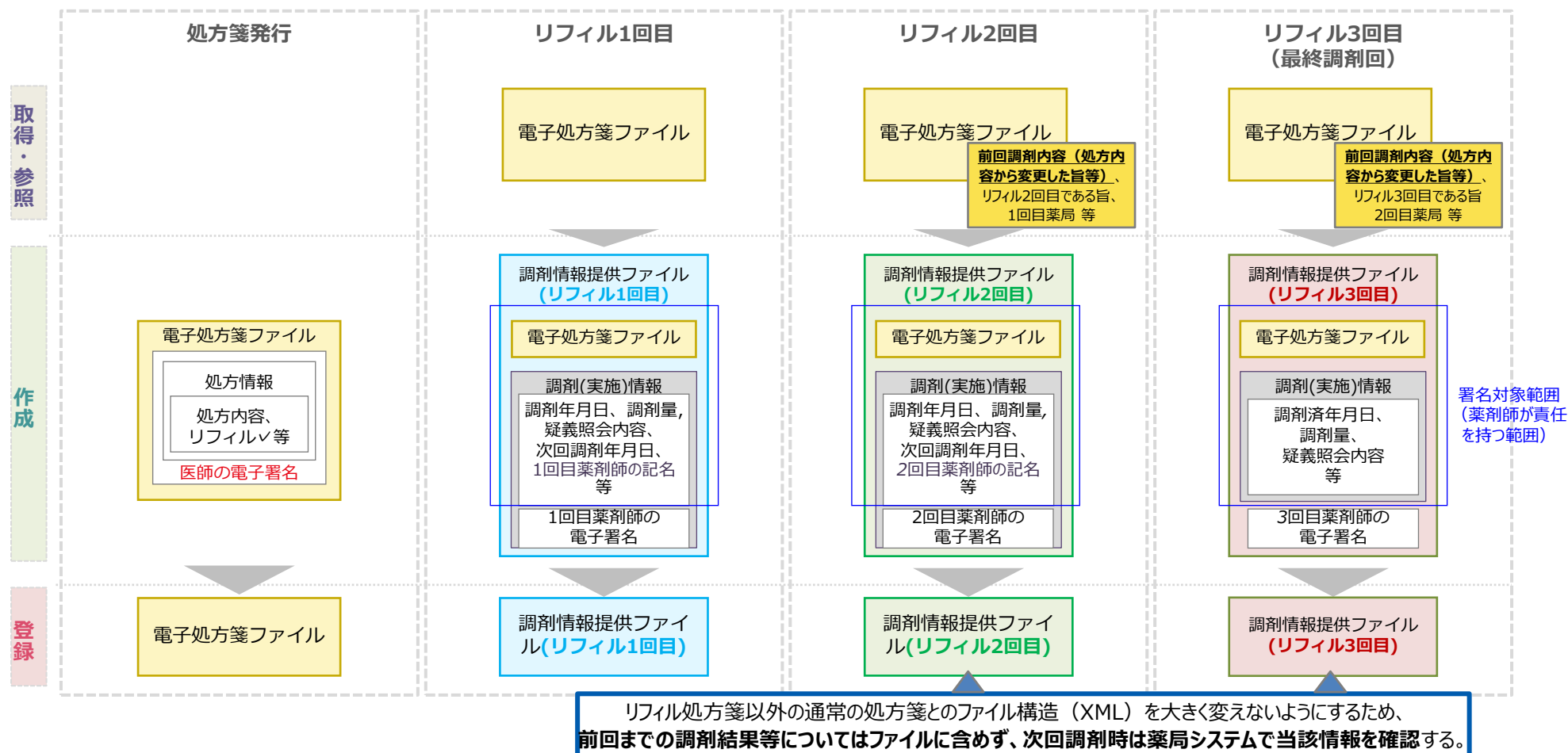
■ 電子処方箋管理サービスが電子処方箋ファイルに追加する情報について

- － 薬剤師が調剤を行うにあたり、前回の調剤内容（処方内容と異なる調剤をした場合はその内容及び理由、調剤日等）を確認できるようにする。
- － また、原則、同じ薬局での調剤となるものの、患者が途中で薬局を変えた場合（2回目は別の薬局に行き、3回目は元に戻る場合等も）も同様に当該項目が確認できるように、前回の薬局名等の情報も添える。
 - ・ 今回の調剤が何回目か
 - ・ 前回調剤日
 - ・ 次回調剤年月日
 - ・ 前回の調剤で疑義照会した場合はその内容及び理由
 - ・ 前回の薬局名（※）
 - ・ 前回の薬局の連絡先（※）
 - ・ 前回の薬局の薬剤師氏名（※）

※ 患者が薬局を変更する場合、変更前の薬局から変更後の薬局に患者や調剤情報を伝えることが定められているが、万が一、連絡もなく変える場合、前回の薬局に連絡できるようにする。

リフィル処方箋のファイル形式について (2 / 2)

- 薬局が処方箋を受け付ける際、電子処方箋管理サービスから前回の調剤内容等を付加することで、薬剤師が確認できるようにする。

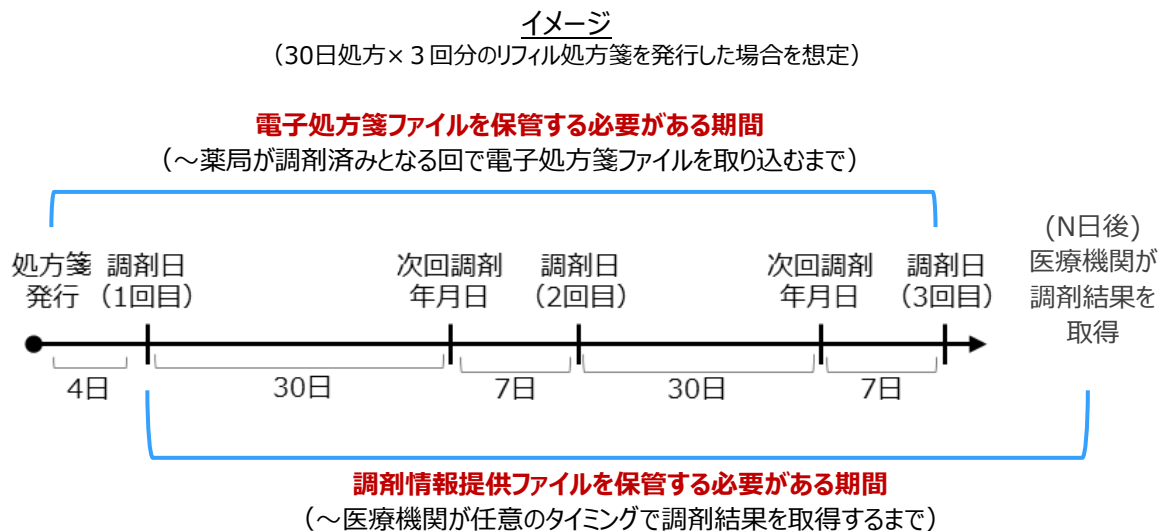


リフィル処方箋の電子処方箋管理サービス上のファイル保管期間について

- 現行の電子処方箋管理サービスの仕様上、電子処方箋ファイル・処方箋情報提供ファイルや調剤情報提供ファイルの保管期間は、登録後100日間としている。（レセプト情報が登録されるまでに100日間程かかるケース（長期処方等）があることを踏まえ、一律、処方・調剤情報は100日間保管することとしており、整合性を取る形で抽出元の電子処方箋ファイル等も同じ期間保管している。）
- リフィル処方箋の場合、長期に渡る処方となるため、**医療機関・薬局が当該ファイル等を取得・参照する可能性がある期間（最大）も考慮する必要がある。**
- よって、電子処方箋ファイル・処方箋情報提供ファイル、調剤情報提供ファイルの保管期間については以下のとおりとする。
 - 電子処方箋ファイル・処方箋情報提供ファイル
法令上、リフィル処方箋の処方日数に上限はなく、薬局で取得・参照する可能性のある期間（最大）が異なることから、**処方箋毎に保管期間を柔軟に設定する。**（例えば、**薬剤師が設定する次回調剤年月日+α日、調剤情報提供ファイル登録日+α日**など。）（最低100日は保管する。）
 - 調剤情報提供ファイル
医療機関が任意のタイミングで本ファイルを取得・参照することは現行と変わらないため、**現行どおり100日間**とする。

ファイルを取得・参照する可能性がある期間（最大）について

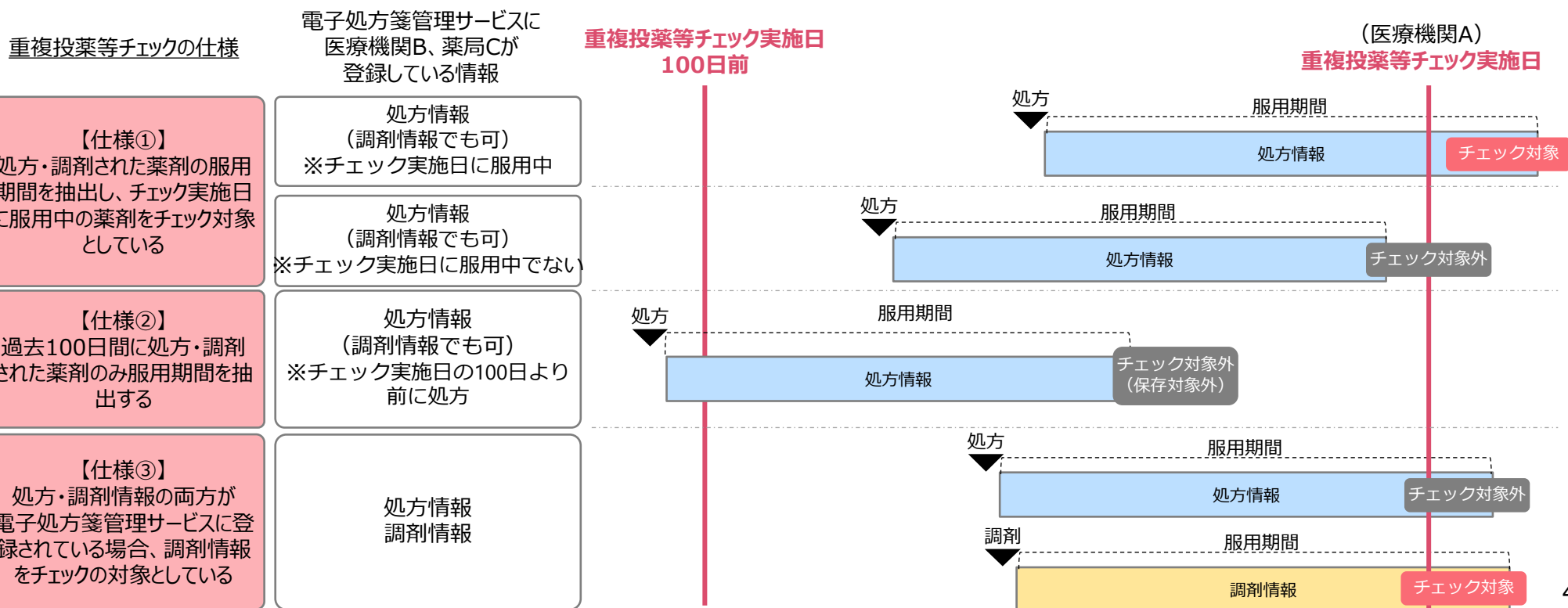
電子処方箋ファイル・処方箋情報提供ファイル
<ul style="list-style-type: none">・ 薬局が処方箋受付の際に取得・参照することとなる。・ よって、薬局での処方箋受付まで電子処方箋管理サービスで保管できるよう考慮が必要。
調剤情報提供ファイル
<ul style="list-style-type: none">・ 医療機関が処方箋に対する調剤結果を取得する際に取得・参照することとなる。（ただし、医療機関の任意のタイミングで行われる。）・ よって、医療機関が調剤結果を取得するまでは電子処方箋管理サービスで保管できるよう考慮が必要。



現行の重複投薬等チェックの仕組みについて

- 電子処方箋管理サービスでは、過去100日間の処方・調剤情報を保存しており、チェック実施日から過去100日の間に処方・調剤された薬剤の服用期間をもとに、現在服用中の薬剤を抽出し、新たに処方・調剤する予定の薬剤との重複投薬・併用禁忌をチェックしている。
- なお、より実態に即したチェック結果が得られるよう、チェックの対象とする薬剤については以下のとおりとしている。
 - ✓ 電子処方箋管理サービスに処方情報のみ登録されている場合、処方情報を対象にチェックする。
 - ※ 電子処方箋非対応の薬局で調剤したため、調剤情報が未登録の可能性等もあり、処方情報だけでもチェックを行うこととしている。
 - ✓ 電子処方箋管理サービスに処方箋に対する調剤結果が登録されている場合、調剤情報を対象にチェックする。

(例：ある医療機関Aで重複投薬等チェックを行う際、医療機関B・薬局Cが電子処方箋管理サービスに登録している処方・調剤情報を対象にチェックを行う)



リフィル処方箋における重複投薬等チェックについて（1 / 2）

- 医療機関がリフィル処方箋を発行し、処方情報を電子処方箋管理サービスに登録した後、薬局にて調剤した上で、調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する流れになる。ただし、何らかの理由で薬局が途中から調剤情報を登録していない状態で、他の医療機関・薬局で重複投薬等チェックを実施した場合の論点として以下を検討した。

✓ N回目の調剤期間中に、本来登録されているべきN回目の調剤情報が未登録の状態で、他の医療機関・薬局が重複投薬等チェックを実施する場合、電子処方箋管理サービス上の処方・調剤情報のどれを対象にチェックをかけるか。

(※計3回のリフィル処方に対し、2回目の調剤期間中に重複投薬等チェックを実施するものの、2回目の調剤情報が電子処方箋管理サービスに登録されていない場合)

- **未調剤分の2・3回目処方どおり調剤される可能性もある一方、調剤情報1回目と同じ薬剤が調剤される可能性もあり、医療安全の観点から、以下についてチェック対象とする。**

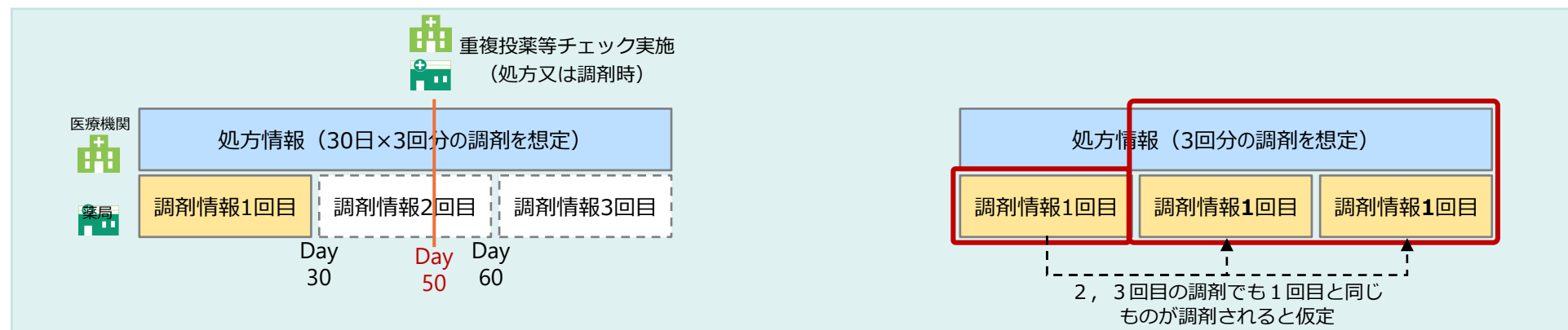
- ・ 処方情報
- ・ 1回目の調剤情報
- ・ (同調剤内容が2・3回目も調剤されると仮定し) 当調剤内容×2・3回目分

【設定】

- ・ Day1に処方（30日分×3）及び1回目の調剤（30日分）が行われた。
- ・ 通常、Day30±30日に2回目の調剤が行われているはずであるが、調剤が行われていない（調剤結果が登録されていない）。

【対応】

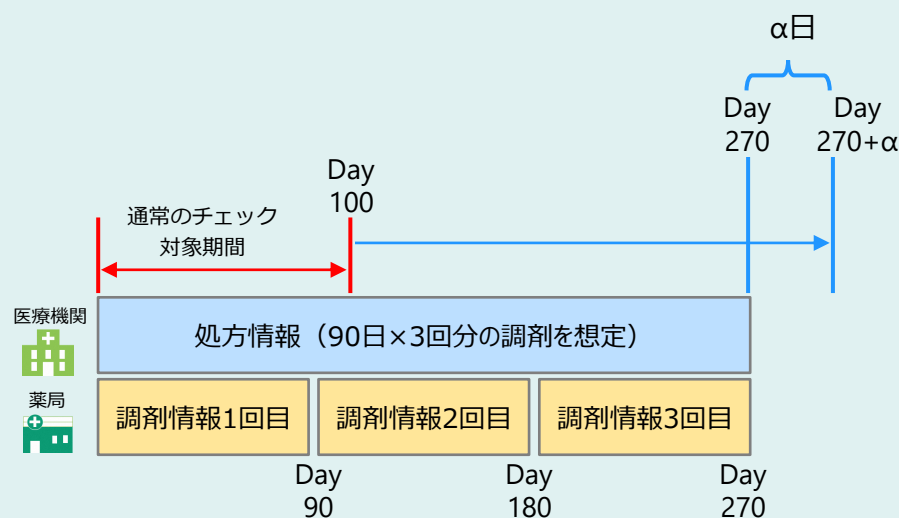
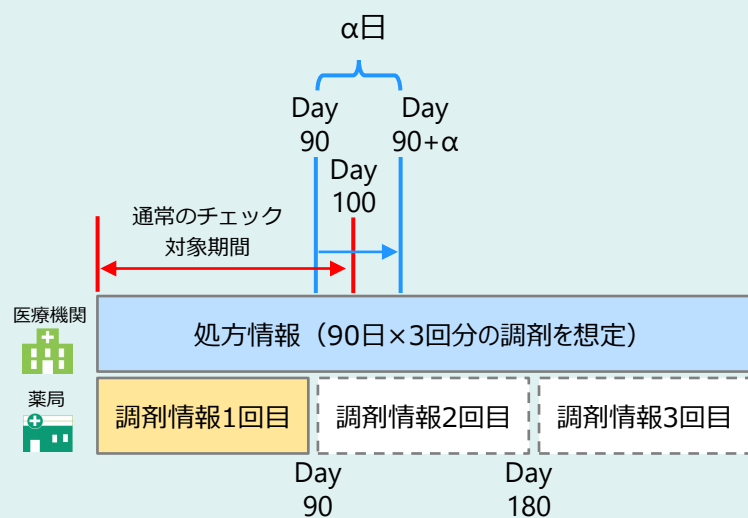
- ・ 1回目の調剤が2, 3回目にも行われると仮定し、2回目の調剤、3回目の調剤のタイミングでも、1回目の調剤内容とのチェックをかける。



リフィル処方箋における重複投薬等チェックについて（2 / 2）

- リフィル処方箋の場合、通常の処方箋より合計の処方日数が長くなることが想定される。
- そのため、**合計の処方日数が100日を超えるリフィル処方箋が発行され、処方から100日以降に重複投薬等チェックを実施する場合、本来登録されているべき調剤情報が未登録の状態では、処方情報もチェックの対象外となる。**
- よって、リフィル処方箋の場合の重複投薬等チェックの期間については、下記のとおりとする。
 - ・ 重複投薬等チェックを行う際に、チェック対象の過去の薬剤がない状態を避けるため、リフィル処方箋の処方日数に応じて重複投薬等チェックの対処となる処方・調剤の期間を柔軟に設定できるようにする。
 - ・ 処方情報は調剤結果登録時に処方箋の保管期間を延長し（+α日）、その期間内においてチェックの対象とする。
 - ・ 調剤情報は現行どおり100日とする。（⇒ 処方情報の保管期間については、リフィル処方日数を踏まえ、服用していると推察される期間が含まれるよう設定する。）

イメージ



- ・ リフィル処方箋においては、N回目の調剤日から調剤日数を経過した日の前後7日以内にN+1回目の調剤を受けることとされている。
- ・ そのため、実際には処方日数×3の期間の中で、合計3回の調剤が終了している場合と終了していない場合がある。

リフィル処方箋における分割調剤について

- リフィル処方箋が発行された場合も、従来どおり、薬剤師の判断で分割調剤を行うことができる。
- この場合、薬局側でリフィル処方箋を取り込むものの、調剤済みとならない回（計3回の分割調剤1,2回目）においては、電子処方箋の情報を含まない調剤情報提供ファイルを作成・登録し、調剤済みとなる回（計3回の分割調剤3回目）で電子処方箋を含む調剤情報提供ファイルを作成・登録することで、リフィル処方箋1回目を完了とする。



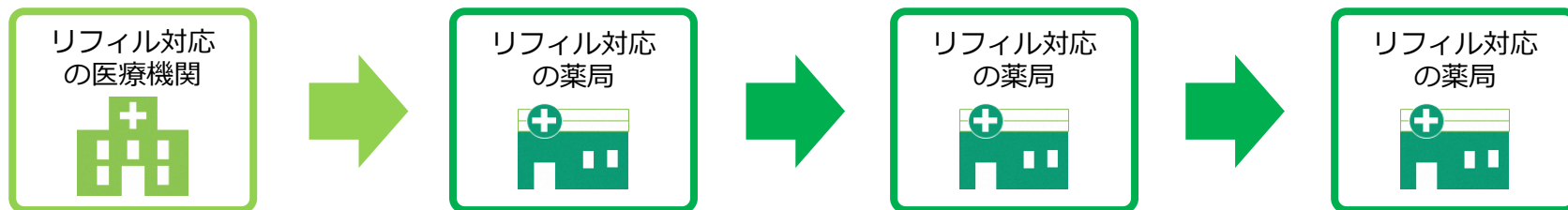
リフィル処方箋対応施設の把握等について

- リフィル処方箋の機能が導入可能となった場合でも、各施設への導入は順次となるため、どの施設がリフィル処方箋に対応しているのか等が患者にとってわかりやすく示されていることが重要。
- また、施設においては他のシステム改修等を控えている可能性もあり、導入時期については配慮が必要。

(以下、電子処方箋対応でリフィル対応/リフィル非対応の施設に関する想定)

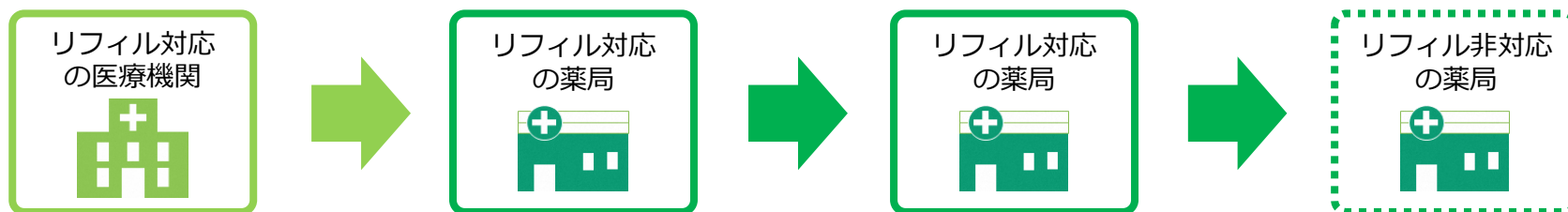
■ 患者が同一の薬局に訪れるケース

…基本的には、患者が同一のリフィル処方箋対応の薬局に訪れることが想定される。



■ 患者が異なる薬局に訪れるケース

…患者が2回目、3回目の調剤時に異なる薬局に訪れることがあり得る。その際、リフィル処方箋非対応の薬局を訪れると、調剤が行えない。



- ✓ どの施設がリフィル処方箋に対応しているのか等を示す方法について検討する。
- ✓ 導入時期については、施設における他のシステム改修等についても考慮し、検討を進める。